

2025 年 6 月 27 日

各位

大阪府中央区道修町二丁目 6 番 8 号
住友ファーマ株式会社
代表取締役 木村 徹

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

当社及び SMP 準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、当社のアジア事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1 吸収分割契約の内容

別紙 1 記載のとおりです。

2 分割対価の定め相当性に関する事項

本分割に際し、吸収分割承継会社は、普通株式 98 株を発行し、当社に対し交付します。交付株式数は、承継対象権利義務の価値及び吸収分割承継会社の今後の資本政策等を勘案して、両者協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。また、本分割により、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。上記の内容については法令の範囲内で定めており、吸収分割承継会社の今後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

3 吸収分割が効力を生ずる日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4 吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2025 年 5 月 13 日に設立された会社であるため、最終事業年度は存在しません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、別紙 2 記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の
債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の
履行の見込みに関する事項

当社及び吸収分割承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本分割が効力を生ずる日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本分割が効力を生ずる日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれていること、並びに、両社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社及び吸収分割承継会社の債務については、本分割が効力を生ずる日以後も履行の見込みがあると判断しております。

8 吸収分割契約の備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項
変更が生じましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙 1（吸収分割契約）

吸収分割契約書

住友ファーマ株式会社（以下「甲」という。）と SMP 準備株式会社（以下「乙」という。）とは、甲のアジア事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を吸収分割の方法により乙に承継させること（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割の方法）

第 1 条 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が本事業に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる。

（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

第 2 条 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

吸収分割会社

商号： 住友ファーマ株式会社

住所： 大阪府中央区道修町二丁目 6 番 8 号

吸収分割承継会社

商号： SMP 準備株式会社

住所： 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

（承継する権利義務）

第 3 条 乙が本分割により甲から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2. 前項の規定による甲から乙への債務及び義務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

（雇用契約）

第 4 条 乙は、本分割に際して、甲と甲の従業員との間の雇用契約は承継しない。

（本分割の対価、本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額）

第 5 条 乙は、本分割に際して、甲に対し、承継する権利義務の対価として、乙の普通株式 98 株を交付する。

2. 本分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

(本分割の承認)

第6条 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に規定する株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

2. 乙は、会社法第795条第1項の規定に基づき、効力発生日（次条に定める。）の前日までに、本契約に関する株主総会の承認（同法第319条第1項の定めにより株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得なければならない。

(効力発生日)

第7条 本分割の効力が生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月31日とする。ただし、本分割の手續の進行その他の事由に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(善管注意義務)

第8条 甲は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、乙の事前の書面による承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

(費用、公租公課)

第9条 本承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のため必要な登記、登録、通知、承諾その他の手續に要する費用及び公租公課は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、その手續を行う甲又は乙が負担する。

(本分割の条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本分割の実行に重大な支障となり得る事態が発生し若しくは判明した場合、甲及び乙は、誠実に協議し書面による合意の上、本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

(以下、余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

2025年6月2日

甲：

大阪市中央区道修町二丁目6番8号

住友ファーマ株式会社

代表取締役社長 木村 徹

乙：

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

SMP 準備株式会社

代表取締役 西中 重行

別紙

承継対象権利義務明細表

乙が本分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において甲が本事業に関して有する以下の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

- ① 本事業のみに関する流動資産（未収金、棚卸資産等）
- ② 本事業のみに関する固定資産（無形固定資産（知的財産権等）、投資その他の資産（株式等））
- ③ 本事業のみに関するその他の資産（備品等）

2. 負債

本事業のみに関する買掛金、未払金その他の負債。なお、偶発債務及び簿外債務を含むが、法令上承継可能なものに限る。

3. 契約

本事業のみに関する甲と第三者との契約（ただし、雇用契約を除く。）及びこれに付随関連する権利義務

4. 文書及び資料

本事業のみに関する文書及び資料（電磁的記録を含む。）

以 上

別紙 2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）

（単位：円）

資産の部		純資産の部	
現金及び預金	50,000,000	資本金	25,000,000
		資本準備金	25,000,000
資産合計	50,000,000	純資産合計	50,000,000